

資料 2 : 刑事手続によって処理される重大な違反

違反の内容	根拠条文 (道路交通法)	罰則
過失建造物損壊	§ 116①	6 月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
酒酔い運転	§ 65①	5 年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
麻薬等運転	§ 66	
妨害運転 (著しい交通の危険)	§ 117の 2 ①(4)	
酒気帯び運転	§ 65①	3 年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
過労運転等	§ 66	
妨害運転 (交通の危険のおそれ)	§ 117の 2 の 2 ①(8)	
携帯電話使用等 (交通の危険)	§ 71 (5) の 5	1 年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
救護義務違反	§ 72①前段	1 年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
飲酒検知拒否等	§ 67③	3 月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
防衛出動時公安委員会通行禁止制限違反	§ 114の 5 ①	3 月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
警察官現場指示違反	§ 4 ①後段	3 月以下の拘禁刑又は 5 万円以下の罰金
警察官通行禁止制限違反	§ 6 ④	
違法停車措置命令違反	§ 50の 2	
違法駐車措置命令違反	§ 51①	
積載等危険防止等措置命令違反	§ 61	
無免許等危険防止命令違反	§ 67①	
事故不申告	§ 72①後段	
混雑緩和措置命令違反	§ 6 ②	5 万円以下の罰金
事故現場不退去下命違反	§ 72②	
自転車検査等拒否等	§ 63の10①	
制動装置不良自転車措置命令等違反	§ 63の10②	
自転車運転者講習受講命令違反	§ 108の 3 の 5 ②	
自転車通行方法指示違反	§ 63の 8	2 万円以下の罰金又は科料